

福島市公印規則の一部を改正する規則をここに公布する。

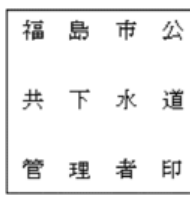
令和8年3月31日

福島市長 馬場雄基

福島市規則第 14 号

福島市公印規則の一部を改正する規則

福島市公印規則（昭和41年規則第6号）の一部を次のように改正する。

改正後							改正前						
別表（第3条関係）							別表（第3条関係）						
種類	名称	書体	形状	寸法 (ミリメートル)	用途	管理者	種類	名称	書体	形状	寸法 (ミリメートル)	用途	管理者
(略)							(略)						
職印	(略)						職印	(略)					
	福島市道路 管理者印	(略)				(略)		福島市道路 管理者印	(略)				
	福島市〇〇 課出納員領 収印	(略)			(略)	福島市公共 下水道管理 者印		古印 体		方 20	公共下水道 管理者名を もつてする 文書	下水道総務 課長	
福島市〇〇 課現金分任 出納員領収 印	(略)			(略)	(略)								

福島市河川 管理者印	(略)			福島市〇〇 課出納員領 収印	(略)	(略)	(略)		
(略)				福島市〇〇 課現金分任 出納員領収 印	(略)		(略)		
				福島市都市 下水道管理 者印	古印 体	福島市都 市下水路 管理者印	方 20	都市下水路 管理者名を もつてする 文書	下水道管理 課長
				福島市河川 管理者印	(略)				
				(略)					

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。